平成２６年（フ）第４９２号
川崎市宮前区有馬８丁目４番２号
破産者　株式会社黒建
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０８号
岩手県花巻市若葉町２丁目11番25号エルシービル２Ｆ
破産者　アップラン株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
静岡県駿東郡清水町伏見185番地の１
破産者　フジイチ運輸株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４６号
名古屋市中村区名駅南１丁目６番１号
破産者　株式会社ＳＩＤ
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３８号
名古屋市緑区大清水２丁目202　ユニーブル大清水101号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市瑞穂区明前町２番２号
破産者　株式会社ゴルフレジェンド
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０２１号
名古屋市名東区本郷３丁目134番地
破産者　有限会社タックエイト
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０００号
大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番61号
破産者　株式会社ワールドワングループ
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４１２号
大阪市中央区平野町１丁目５－９　井上ビル、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区島之内１丁目１番３号
破産者　Ｓ＆Ｐ株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５４５号
大阪市城東区鴫野東２丁目25番15号
破産者　双美印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７７２号
大阪市福島区海老江１丁目５番40号
破産者　株式会社ケーツー企画
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７号
徳島市蔵本町３丁目18番地
破産者　株式会社大藤
1　決定年月日　平成27年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１号
茨城県稲敷郡河内町生板101番地
破産者　有限会社坂藤商店
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野2022番地
破産者　株式会社優和
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第９２１号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目３番９号
破産者　株式会社Ｋ．Ｎ．Ｇ．ジャパン
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９２２号
東京都羽村市緑ヶ丘４丁目３番地９
破産者　類巣火見路
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３０５号
岐阜県関市戸田1236番地１
破産者　川添　正典
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１９１号
神奈川県横浜市青葉区奈良町2762番地186
破産者　有限会社横山金型
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５５号
静岡県駿東郡清水町柿田112番地の10
破産者　有限会社ユニテックレジン
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
愛知県刈谷市高倉町６丁目709番地
破産者　有限会社ジェイ・ピー・エス
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
三重県四日市市大字塩浜4226番地５
破産者　山田　春枝
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
滋賀県湖南市夏見1234番地
破産者　株式会社宗信
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１４０号
京都市中京区西洞院通六角下る池須町412番地
破産者　株式会社七越
1　決定年月日　平成27年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係